

平成29年7月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第9316号 地位確認等請求事件

(口頭弁論終結日 平成29年5月15日)

判 決

和歌山県岩出市川尻111-11

原 告 村 上 定 幸

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 野 田 底 吾

大阪府豊中市服部西町3丁目10番2号

被 告 宗教法人日本フリーメソジスト教団

(以下「被告教団」という。)

同 代 表 者 代 表 役 員 本 田 右 一

和歌山県岩出市高塚89番地

被 告 宗教法人日本フリーメソジスト岩出キリスト教会

(以下「被告教会」という。)

同 代 表 者 代 表 役 員 真 柳 仁

被告兩名訴訟代理人弁護士 井 上 隆 晴

同 高 橋 康 介

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告が被告教会の教会担当教師であることを確認する。
- 2 被告教団は、原告が被告教団の教会担当教師であることを確認する。
- 3 被告教会は、原告に対し、平成27年4月から本判決確定の日まで、毎月末日限り31万0500円、毎年8月末日限り31万0500円、毎年2月末日

限り46万5750円を支払え。

第2 事案の概要等

1 本件事案の概要

- (1) 原告は、被告教団の被包括団体である被告教会の教会担当教師（牧師）に任命されていたが、被告教団は、平成27年4月1日付けで、原告を巡回教師に任命し、教会担当教師の地位から除外した。
- (2) 本件は、原告が、教会担当教師の地位を喪失させる被告教団の行為は不存
在又は無効であると主張して、被告らに対し、教会担当教師であることの確
認を求めるとともに、被告教会に対し、平成27年4月以降本判決確定の日
までの間における謝儀等の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に 認定できる事実）

(1) 当事者

ア 被告ら

- (ア) 被告教団は、福音主義キリスト教の信仰に基づく包括宗教法人であ
り、被告教会は、その被包括宗教法人の教会である。
- (イ) 被告教団の会員は、教職会員と信徒会員に分けられ、教職会員になる
ためには、被告教団の理事長（以下、「理事長」という。）らによって組
織された教師認定委員会の認定を受けるなどの要件を満たす必要があ
る（甲2・1条，84条）。
- (ウ) 被告教団には、被告教会を含めて、25の被包括団体である教会があ
り、各教会の代表役員は、理事長が任命した教会担当教師（教会担当教
師が2名以上いる教会については主任教会担当教師）が務めることと
されている（甲1・32条，甲2・100条，甲4・7条）。
- (エ) 被告教団には、代表者である理事長のほか、6名の理事が置かれ、被
告教団が定める規則（甲1。以下「教団規則」という。）及び教規（甲

2。以下「教団教規」という。)に基づいて運営されている。

また、被告教会は、その定める規則(甲4。以下「教会規則」という。)に基づいて運営され、教会規則41条により、教団教規及び教団規則のうち、被告教会に関係する事項に関する規定の適用も受けることとされている。

イ 原告

原告は、教職会員として認定された後、平成10年に被告教団から教職執事に任命され、平成15年4月から清水草薙教会の教会担当教師を務めていたところ、平成24年4月に被告教会の教会担当教師に任命され、被告教会の代表役員として、礼典などの執行や教務・財務などの事務処理を担当していた。

(2) 教師の任命等

ア 被告教団の教職が務める教師として、教会担当教師、神学教師、教務教師、巡回教師、休職教師及び引退教師がある(甲2・98条)。

イ 被告教団には、理事長を委員長とする任地指定委員会が設置され、教会担当教師の任地の決定、変更等に関する決定権限を有している(甲2・21条4項、26ないし29条)。

ウ 教会担当教師は、任地先の教会に専従し、会員の入会等に関する事項のほか、礼典及び儀式の執行や、教会の教務及び財務一般に関する事項などを行うこととされ、生活保障の観点で教会から謝儀が与えられる。

教会担当教師は、任地指定委員会の議決を経て、被告教団の理事長が任命する。

なお、教職執事、教職長老の教会担当教師を牧師という。

(甲1・32条2項、甲2・99条、101条、乙18、証人畑野)。

エ 巡回教師は、特定の教会を担当することなく、巡回伝道のために理事長により任命された教職執事等であり、教会や施設等から必要とされた場

合に、その場所に赴いて礼拝の執行等の活動をするところがある（甲 2・104 条，乙 18，証人畑野）。

(3) 本件に関連する被告らにおける各種の手續規定

ア 被告教会では、教会規則に基づき、代表役員を含めた 5 名の責任役員による責任役員会が組織され、被告教会の事務について決定する権限が与えられているところ、「主要役職員の人事」についても責任役員会に決定権限が与えられている（甲 4・10 条 1 項 14 号）。

イ 被告教会では、教会規則に基づき、教会担当教師及び教会員によって教会総会が組織され、「主要役職員の人事に関する事項」について、処理することとされている（甲 4・23 条 7 項 6 号）。

ウ 被告教会では、教会規則 17 条により、代表役員の解任につき、次のとおり定めている（甲 4）。

「代表役員が次の各号の一に該当するときは、教会総会において定数の 3 分の 2 以上の議決及び、責任役員会において 5 分の 4 以上の議決を得て、教団の理事長に解任を申請することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、これに堪えないとき。

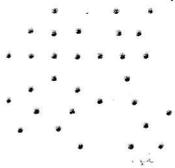
(2) 法令もしくはこの規定に著しく違反し、又は職務上の義務に明らかに違反したとき。」

エ 被告教団は、教団教規 117 条により、教職の戒規につき、以下のとおり定めている（甲 2）。

「教団に籍を置く教職が、教職としてふさわしくない行状がある旨の事由を付して、教団に所属する教職及び信徒 2 名以上の者によって理事長に申し出た場合は、理事長は別に定める戒規に関する細則に定めるところにより、次の処分をする事ができる。

① 戒告

② 停職



③ 免職

④ 除名」

(4) 原告を巡回教師に任命するに至った経緯

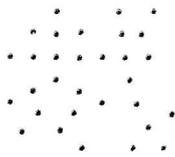
ア 被告教会の教会員である和田光司（以下「和田」という。）は、平成25年7月14日、理事長（当時）の畑野順一（以下「畑野理事長」という。）に対し、原告の言動を非難し、教会担当教師としての資質を疑う旨記載した手紙を送付した（乙2の①，②）。

イ 原告は、平成25年以降、被告教会の会堂を新築するに当たり、建築士に設計、監理を依頼していたところ、同建築士が無断で設計内容を変更するなど不適切な対応をしたとして、同建築士に対して、抗議や修正指示をするなどした。

平成26年6月29日、同建築士から建築内容についての説明を受けるための教会懇談会が開催され、原告のほか、被告教会の教会員が参集した。その際、原告は、被告教会の信徒代議員である木村恵宣（以下「木村」という。）との間で、同建築士への対応をめぐって口論となり、原告が木村の襟首をつかんだ（以下、これを「襟首事件」ということがある。）。

ウ 木村は、平成26年7月7日頃、被告教団に対し、襟首事件を問題視し、原告が被告教団の牧師として適正であるか判断を仰ぎたい旨のメール（以下「本件メール」という。）を送信した（乙3）。

エ 木村、和田のほか、被告教会の責任役員2名及び監査役員2名を併せた6名は、平成26年11月2日付けで、畑野理事長に対し、「前回村上牧師の牧師としての資質について、メールで送信しておりましたが、このままの状態では、岩出教会の一致が困難と判断し、今回は、村上牧師の交代を願いたく、理事長に正式に申し出ることに決定しました。ご検討をよろしくお願い致します。」などと記載した書面（以下「本件申出書」という。）を送付した（乙6）。



(5) 原告に対する巡回教師への任命等

ア 畑野理事長は、平成27年2月22日、原告を、同年4月1日付けで、巡回教師に任命した（以下「本件任命」という。）（甲5）。

イ 畑野理事長は、同日付けで、真柳仁を原告の後任たる被告教会の教会担当教師に任命した（弁論の全趣旨）。

(6) 原告に対する謝儀等の支払状況

ア 原告は、平成27年3月までの間、教会担当教師として、被告教会から、毎月末日限り、「牧師謝儀」25万1000円、「牧会伝道費」5万円、「交通費」8000円、「電話」代1500円の合計31万0500円を支給されていた（甲6）。

イ 原告は、教会担当教師として、被告教会から、毎年8月末日限り、夏季手当を支給されていたほか、毎年2月末日限り、冬季手当を支給されていた。

3 本件の争点

- (1) 本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失するか（巡回教師と教会担当教師の地位は併存し得るか）（争点1）
- (2) 仮に、本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失とした場合、本件任命について、責任役員会の決議（教会規則10条1項14号）及び教会総会決議（教会規則23条7項6号）が必要か（争点2）
- (3) 本件任命が、実質的に戒規処分に相当するか（争点3）
- (4) 戒規処分をするに当たり、教会規則17条に定める手続（教会総会決議、責任役員会決議、理事長への解任申請）が必要か（争点4）

4 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点1（本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失するか）について（被告らの主張）

本件任命により、原告は、自動的に被告教会の教会担当教師としての地位

を失った。

(原告の主張)

ア 巡回教師は、無給で、特定の教会を持たないから、教会担当教師の地位と併存し得る。

イ また、解任の場合は、新任の場合とは異なり、被解任者と継続的な関係を現に有している被告教会との利害調整をする必要があるから、解任手続が必要である。

ウ そして、任命の場合、任命行為の妥当性や必要性を判断するのは任命者側であるのに対し、解任の場合は、該当者が現に地位を有する教会が解任の妥当性や必要性を判断できるのであって、任命権者はこれを追認する役割にすぎず、被告教会が実質的解任権を有する。

エ したがって、本件任命をもって、原告は教会担当教師の地位を失わない。

(2) 争点2 (仮に、本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失するとした場合、本件任命について、責任役員会の決議及び教会総会決議が必要か) について

(原告の主張)

教会担当教師を外す決定をするには、被告教会の責任役員会での決議(教会規則10条1項14号)と、教会総会の決議(教会規則23条7項6号)が必要である。

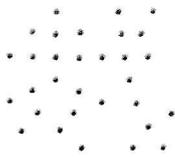
(被告らの主張)

否認する。本件任命により、教会担当教師の地位を喪失させるに当たって、原告が主張する決議は、いずれも不要である。

(3) 争点3 (本件任命が、実質的に戒規処分に相当するか) について

(原告の主張)

ア 本件任命は、木村の主導による本件申出書を契機としているところ、そ



の経緯に照らせば、木村らが求めていたのは、襟首事件を起こすような人物には教会担当教師の資質がないから交代させろ、被告教団から追放せよというものである。

イ 被告教団は、既に木村から襟首事件につき電話や文書でしばしば聞かされていたので、本件申出書が提出されるや否や、すぐにこれが、被告教団の教会担当教師として適性であるかの判断を仰いでいる文書であり、責任役員会の決議文ではないが、被告教会の原告を除く責任役員・監事の意味として教団教規117条の戒規処分を求める要請書だと積極的に理解した。

被告教団は、戒規処分を通して原告を被告教団から追放したかったところ、戒規手続により被告教会や被告教団傘下の教会に広く知れ渡ることを恐れ、巡回教師への任命なら、こうした不利を避けることができるため、敢えて巡回教師への任命手続を取った。すなわち、被告教団は、真実、原告に巡回教師の職務をさせる気など全くなく、長期に仕事を干し上げた上、早々に被告教団から退会させることを狙ったのである。

ウ 以上によれば、本件任命の実質は戒規処分というべきである。

(被告らの主張)

ア 被告教団は、原告を巡回教師に任命しただけであり、その実質も戒規処分ではない。

イ 木村らは、被告教団に対し、原告に係る教会担当教師の交代を求めるに当たり、どのような文書を送付すればよいか検討したところ、教団教規117条に「教団に所属する教職及び信徒2名以上の者によって理事長に申し出た場合は」という規定があることから、教会担当教師の交代の要請と同規定に係る戒規処分の要請とは異なるものの、同規定を参考にして、本件申出書を提出したものである。

本件申出書の内容を見ても、これが原告に対して戒規処分を求めると

いう内容ではなく、飽くまでも教会担当教師の交代を求めるものであることは明らかである。そして、被告教団としても、本件申出書が戒規処分を求める要請書だと積極的に理解したことなどない。

- (4) 争点4 (戒規処分をするに当たり、教会規則17条に定める手続〔教会総会決議、責任役員会決議、理事長への解任申請〕が必要か) について

(原告の主張)

戒規処分に付すには、被告教会の意向を伺うのが最も重要であるところ、教会規則17条は、教会代表役員を解任するには教会総会において定数の3分の2以上、更に責任役員会の定数の5分の4以上の議決を要件とし、これが決議された後に理事長に解任申請することができるようになっている。したがって、戒規処分をするに当たっては、教会規則17条に定める手続が必要である。

(被告らの主張)

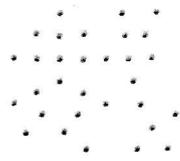
教会規則17条は戒規処分に関する規定ではないから、原告の主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

- 1 争点1 (本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失するか) について

原告は、教会担当教師と巡回教師の地位が併存し得ることを前提として、教会担当教師の解任行為がなければその地位を喪失しない旨主張する。

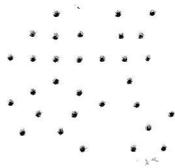
- (1) まず、教会担当教師と巡回教師の地位が併存し得るか否かについてみると、証拠(甲19, 20)及び弁論の全趣旨によれば、①そもそも教会担当教師は、被告教団に係る特定の教会を任地として与えられ、当該教会に専従して活動することとされているのに対し、巡回教師は、特定の任地を持たずに巡回伝道をするとしてされていること、②被告教団において、教会担当教師を兼任する者が存在するのに対して、教会担当教師と巡回教師を兼任している者はおらず、過去にもこれを兼任した者がいた事実はうかがえないこと、



以上の点が認められ、これらの点に鑑みると、教会担当教師と巡回教師は、それ自体両立する関係にあるとは認められず、このほかに両者を兼任することができることを認めるに足りる証拠も認められない。そうすると、教会担当教師の地位と巡回教師の地位は併存し得ないと解するのが相当であって、原告の上記主張は、その前提を欠き、理由がないといわざるを得ない。

- (2) また、仮に、上記の点を措くとしても、①上記(1)のとおり、教会担当教師と巡回教師は両立関係にはないところ、教団規則及び教団教規には、教会担当教師の解任手続に関する規定が存在しないこと（甲1，2）に照らすと、教会担当教師にある者を巡回教師に任命するに当たっては、解任手続を要しないことを当然の前提としているものと解されること、②仮に、本件任命が、実質的に教会担当教師の解任を伴うものであるとしても、教会担当教師の任命権を有する理事長に、同教師を解任する権限がないと解すべき事情はうかがえない上、被告教会が、責任役員会の議決により、代表役員（教会担当教師）の解任を被告教団の理事長に申請することができるとの規定を定めていること（教会規則17条）にも照らせば、理事長は、教会担当教師を解任する権限を有しているというべきであるから、巡回教師への任命行為は当然に教会担当教師を解任する趣旨を含んでいるものと認められ、あえて形式的にこれを分けて行わなければならないとする根拠はうかがえないこと、③任地指定委員会は、原告につき、被告教会の教会担当教師の任を解く旨の決定をした上、巡回教師に任ずる旨の決定をしており（乙18，証人畑野）、本件任命は、これらの決定を前提としたものであるから、畑野理事長が、原告を教会担当教師の地位に置きながら、新たに巡回教師を兼任させるために任命したものでないことは明らかであること、以上の点に鑑みれば、教会担当教師の地位を喪失させるために、本件任命に加えて、更に解任行為をする必要はないというべきである。

なお、原告は、被告教会こそが実質的解任権を有する旨主張するが、教会



担当教師の人選や任地の判断は、被告教団の任地指定委員会及び理事長に委ねられており、被告教会には、教会担当教師の解任を被告教団の理事長に申請する権限しか与えられていないのであるから（甲4・17条）、実質的にも形式的にも被告教会に教会担当教師を解任する権限がないことは明らかである。したがって、原告の同主張は理由がないといわざるを得ない。

(3) 以上のとおり、原告は、本件任命行為により、被告教会の教会担当教師としての地位を喪失したと認められるから、原告の上記主張は採用することができない。

2 争点2（仮に、本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失するとした場合、本件任命について、責任役員会の決議及び教会総会決議が必要か）について

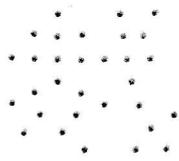
(1) 責任役員会の決議の要否について

まず、教会規則10条1項14号の規定は、前記前提事実(3)アのとおりであるところ、教会規則（甲4）によれば、被告教会には、教会員によって組織する教会総会（23条）と責任役員によって組織する責任役員会（10条）があり、代表役員は理事長が選任し、それ以外の責任役員及び監事については、教会総会の議決を得て代表役員が選任することとされている（7条）。そうすると、同規定によって責任役員会に決定権限が与えられている「主要役職員の人事」については、同規定を見る限り、誰を対象にするものか判然としない点もあるものの、少なくとも教会担当教師である代表役員やその他の責任役員及び監事を含むものでないことは明らかというべきである。

したがって、責任役員会の決議が必要である旨の原告の主張は理由がない。

(2) 教会総会の決議の要否について

次に、教会規則23条7項6号の規定は、前記前提事実(3)イのとおりであるところ、上記(1)で認定説示したとおり、教会総会は責任役員及び監事を選



任する権限が与えられていると認められるものの、代表役員は理事長が選任することとされているのであるから、同規定における「主要役職員」には、教会担当教師である代表役員は含まれないというべきである。

したがって、教会総会の決議が必要である旨の原告の主張も理由がない。

- (3) 以上によれば、本件任命をもって、教会担当教師の地位を喪失させるために、責任役員会の決議や教会総会決議が必要であるとは認められず、この点に関する原告の主張はいずれも採用することができない。

3 争点3（本件任命が、実質的に戒規処分に相当するか）について

- (1)ア 被告教団の戒規に関する規定は、前記前提事実(3)エのとおりであるところ、証拠（乙17）によれば、同戒規規定を踏まえた「戒規細則」には以下の規定が置かれている。

第2条 「日本フリーメソジスト教団またはその所属する教会に教籍を有する教職・信徒が下記の事があったとして理事長に訴えられたとき、理事長は、審問委員会を組織して諮問し、その答申にもとづいて決定しなければならない。

1. み言葉にて禁止されていることを犯した場合
2. 教憲教規の規定に反する行為によって教団、教区、及び教会の名誉を傷つけ、またはその正常な運営が困難になった場合
3. 一般社会通念に反することを犯した場合」

第3条 審問委員会の委員の人数、人選は理事長の決定指名による。その委員会の長は、理事の中から理事長が指定する。

第4条 教職会員に対する戒規の適用は以下の通りとする。

1. 戒告・・・審問委員会の三分の二以上の同意をえて、理事長が、本人に通知する。
2. 停職・・・審問委員会の三分の二以上の同意をえて、理事長が、教団の諸役職の職務の執行を停止させることを、本人

に通知する。ただし、その期間は1年を超えることはできない。

3. 免職・・・審問委員会の三分の二以上の同意をえて、理事長が、教職たる身分を取り消し、これを本人に通知する。

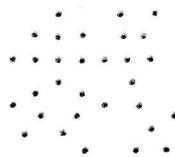
4. 除名・・・審問委員会の三分の二以上の同意をえて、理事長が除名し、これを本人に通知する。

イ なお、上記戒規処分のうち、免職は被告教団における教職の地位を失わせる処分であるのに対し、除名は被告教団に籍を置いていた事実自体をなかったものと扱い、被告教団との一切の関わりを断たせる処分である(乙18, 証人畑野)。

(2) 以上の点を踏まえて、畑野理事長が、本件申出書について、教団教規117条の戒規処分を求める要請書だと積極的に理解した旨の原告の主張について検討する。

ア 前記前提事実(4)のとおり、本件申出書は、被告教会の教会担当教師としての資質を疑う旨の手紙(乙2)を送付した和田や、牧師として適性であるか判断を仰ぎたい旨の本件メール(乙3)を送付した木村らが、「村上牧師の交代」を求めるという内容であると認められるところ、上記手紙やメールの文言に照らすと、木村らの意図するところは、被告教会の教会担当教師を原告以外の者に替えてもらいたいということであって、それ以上に、原告について、被告教団に対して、「戒告」はもちろんのこと、その職務の執行を一時的に停止させる処分である「停職」や、教職としての身分までも奪う処分である「免職」又は「除名」などの戒規処分を求める趣旨でないと認めるのが相当である。

イ また、畑野理事長は、本件申出書が教団教規117条を念頭に書かれたものであると理解したと認めているものの、その一方で、文面には戒規処分を求めている旨が表れていなかったため、そのような解釈はしなかつ



たとも述べていること（証人畑野26頁），上記のとおり，その内容が戒規処分を求める趣旨ではないと認められること，以上の点に照らすと，畑野理事長は，単に本件申出書の体裁が同条の規定を意識して作成されたものと理解したというにすぎないと認めるのが相当であって，原告が主張するように，畑野理事長が，原告に対する戒規処分を求める要請書だと積極的に理解したとまで認めることはできない。

ウ さらに，畑野理事長は，本件申出書を受領したことを契機として，任地指定委員会を開催した上，その決議を踏まえて，原告を巡回教師に任命したものであり，教会担当教師としての地位を喪失させる本件任命が，戒告，停職，免職及び除名のいずれの戒規処分にも当たらないのはもちろんのこと，実質的にもこれらの戒規処分との共通点や類似性は全くないというほかない。

エ なお，原告は，被告教団は，真実，原告に巡回教師の職務をさせる気など全くなく，長期に仕事を干し上げた上，早々に被告教団から退会させることを狙ったものであるなどと主張し，原告は，巡回教師に任命されてから一度も礼拝や説教等の仕事を与えられていない旨供述する（原告9頁）。しかしながら，そもそも巡回教師としての職務遂行の機会がなかったからといって，本件任命が実質的に戒規処分に当たるということはできないこと，巡回教師の職務は，各教会が被告教団を介さずに直接巡回教師に依頼することとされているものと認められ（証人畑野29頁），被告教団が原告に巡回教師の職務をさせないよう働きかけるなどした事実を認めるに足りる的確な証拠もないこと，以上の点からすると，原告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上認定説示したとおり，本件申出書の文言，畑野理事長の認識及び同申出書提出後の被告教団の諸手続の内容等に鑑みれば，本件任命が実質的に戒規処分に当たると認めることはできない。したがって，この点に関する原



告の主張は理由がない。

4 結論

以上によれば，その余の点（争点4）について判断するまでもなく，原告の請求はいずれも理由がないから，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 内 藤 裕 之

裁判官 甲 斐 雄 次

裁判官 大 寄 悦 加

これは正本である。

平成29年7月26日

大阪地方裁判所 第5民事部

裁判所書記官 安田 広 義

